

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令

○ 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府令第三十九号}大蔵省令第三十九号）

改 正 案	現 行
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条（略） 2（略） 3 前二項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 4～8（略） （銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条（略） 2 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行等の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。	（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条（略） 2（略） 3 前二項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第五号に掲げる会社（銀行の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 4～8（略） （銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条（略） 2 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第五号に掲げる会社（銀行等の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3
～
6

(略)

3
～
6

(略)

○ 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府令第四十号}大蔵省令第四十号）

改正案	現行
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条（略） 2（略） 3 前二項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十三条の二第一項第七号に掲げる会社であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 4～7（略） （長期信用銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条（略） 2 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十三条の二第一項第七号に掲げる会社（長期信用銀行等の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 3～6（略）	（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条（略） 2（略） 3 前二項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十三条の二第一項第五号に掲げる会社であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 4～7（略） （長期信用銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条（略） 2 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十三条の二第一項第五号に掲げる会社（長期信用銀行等の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 3～6（略）

改 正 案	現 行
○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等 （自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条（略） 2 （略） 3 前二項の表中「海外拠点」とは、外国に所在する従たる事務所又は法第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社（信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 4 ～ 7 （略）	（平成十二年 総理府令第四十一号） 大蔵省 （自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条（略） 2 （略） 3 前二項の表中「海外拠点」とは、外国に所在する従たる事務所又は法第五十四条の二十三第一項第四号に掲げる会社（信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。 4 ～ 7 （略）

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十二号）
大蔵省令

改正案	現行								
（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。） （第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>自己資本の充実の状況に係る区分</td><td>命令</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	(略)	(略)	（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。） （第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>自己資本の充実の状況に係る区分</td><td>命令</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	(略)	(略)
自己資本の充実の状況に係る区分	命令								
(略)	(略)								
自己資本の充実の状況に係る区分	命令								
(略)	(略)								

(略)	(略)	(略)

3・4 (略)	(略)		第二区分 連結自己 資本比率	(略)	自己資本の充実の状 況に係る区分
	(略)		一パーセント以上 二パーセント未満	(略)	
	(略)	十 (略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇八 (略) 九 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十二号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止	(略)	命令
3・4 (略)	(略)		第二区分 連結自己 資本比率	(略)	自己資本の充実の状 況に係る区分
	(略)		一パーセント以上 二パーセント未満	(略)	
	(略)	十 (略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇八 (略) 九 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止	(略)	命令

附 則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。